

平成24年度

北海道障がい者条例の取組方針（案）

北海道保健福祉部障がい者保健福祉課

平成24年度 北海道障がい者条例の取組方針

○ 基本方針

条例の施行に当たっては、第1条に規定する目的、第3条に規定する基本理念などに基づき、障がいのある方々の権利の擁護や暮らしやすい地域づくりを推進するという視点に立ち、また、「障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に十分に配慮するものとする。

- (1) 障がいのある方々の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- (2) 地域の課題を解決する力を高め、地域で暮らす障がいのある方々が必要とする支援の確保を図ることにより、道内各地域における地域間格差の是正に資すること。
- (3) 福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること。
- (4) 条例に基づく施策の実施状況や成果を広く道民に公表し、障がいの特性や障がいのある方々に対する道民の理解の促進を図ること。

○ 重点方針

1 条例の広報

- ・道民に広く周知を実施
- ・障がい特性に配慮した広報の実施

2 権利擁護の推進

- ・地域づくり委員会の利用促進
- ・障害者虐待防止法を踏まえた虐待防止対策等の取組みの推進

3 障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進

- ・地域で暮らす障がいのある方々などの声の地域づくり委員会への反映
- ・孤立化防止の観点などを盛り込んだ地域づくりガイドラインの見直しを行いガイドラインに基づく市町村支援の実施

4 障がい者の就労支援

- ・「アクション」や障がい者就労支援認証企業の拡大
- ・地域において様々な分野の機関が連携したネットワークづくり